なることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU　前年度以前の年度における符号AMに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

十　高等学校費生徒数

算式

$$\frac{\sum_{n=15}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=7}^{19}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令2}(F_n \times G_n)}{76{,}300\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{15}＝0.0077

C_{16}＝0.0041

C_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0183

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0334

C_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0153

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0335

D_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た

込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AKにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ　前年度以前の年度における符号AKに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

十　高等学校費生徒数

算式

$$\frac{\sum_{n=15}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=6}^{19}(D_n \times E_n)}{73{,}300\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{15}＝0.0077

C_{16}＝0.0042

C_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0185

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0339

C_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0334

C_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0153

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0336

D_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た